

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日（金） 13時53分から15時03分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員（15人・議席番号順）

会長 木 幡 孝 雄

会長職務代理者 内 野 淳 志

委員 13人

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 報告2 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画の変更について
- 6 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
- 7 議案2 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 8 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 10 議案5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 11 議案6 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく要請について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長職務代理、挨拶の後) それでは只今から第20回農業委員会総会を開催します。
	本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。山岸委員より欠席の連絡がありましたので、報告いたします。
	議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に8番、内野委員、9番、長谷川委員を指名いたします。
	議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日1日限りといたします。
	議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。 (報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。
	議事日程5番、報告第2号、農用地利用集積計画の変更について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	令和元年11月1日公告の農用地利用集積計画第4号及び令和2年12月25日公告の農用地利用集積計画第5号により、所有者 さんとさん及び さんで貸借している農地について、所有者の生前贈与により所有者が さんから さんに変更になった旨、利用集積計画変更協議書として届出があったことから、総会で報告するものです。 以上で説明

議 長 各 委 員 議 長	を終わります。 説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑意見を終了いたします。 報告第 2 号については、報告済・承認とします。
説 明 員	議事日程 6 番、議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。 議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は 8 件です。 1 番、江部乙町 番、地目「田」面積 36,844 m²、さんとさんの解約です。解約理由は、貸主の申出によるものです。解約後は新たに賃貸借します。 2 番、江部乙町 番、地目「田」面積 5,138 m²、さんとさんの借主の申出による解約です。老齢による規模縮小の解約です。解約後は新たに賃貸借します。 3 番、江部乙町 番、地目「田」面積 30,438 m²、さんとさんの借主の申出による解約です。老齢による農業廃業の解約です。解約後は新たに賃貸借します。 4 番、江部乙町 番、地目「田」面積 32,572 m²、さんとさんの借主の申出による解約です。老齢による農業廃業の解約です。解約後は新たに賃貸借します。 5 番、6 番はあっせん売買に伴う解約です。 5 番、江部乙町 番、地目「田」面積 12,070 m²、さんとさんの解約です。 6 番、江部乙町 番、地目「田」面積 24,758 m²、さんとさんの解約です。 7 番、江部乙町 番、地目「田」面積 21,148 m²、さんとさんの解約です。解約理由は借主の申出によるものです。経営規模安定化のため遠隔地の農地の耕作を手放すものです。解約後は議案第 2 号で説明し

		ますが3条売買します。 8番、江部乙町 番、地目「田」面積16,507㎡、さんとさんの 解約です。解約理由は借主の申出によるものです。さんは町で約 12haを経営している稲作農家ですが、72歳と老齢のため規模縮小、 遠隔地の農地の耕作を手放すものです。解約後は利用未定です。市農 業委員会より相談を持ち掛けられ近隣耕作者に当りましたが断られてお ります。 本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろし くご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。6番を除く7件について、質疑意見を求めま す。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了いたします。議案第1号、6番を除く7件につい て、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第1号、6番を除く7件について、原案のとおり決定とします。 次に6番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退席を お願いいたします。
		(委員14：11退室)
議	長	議案第1号、申請番号6番について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第1号、申請番号6番については、 許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第1号、申請番号6番については、原案のとおり決定といたしま す。委員の入室をお願いします。
		(委員14：12入室)
議	長	議事日程7番、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出 について審議を求めます。事務局に説明を求めます。

説 明 員	議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。 1 番、江部乙町 番、 さんと さんとの解約です。5 条転用に伴う 3 条使用貸借の解約です。 本案件は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされているので、使用貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号について、原案のとおり決定とします。 議事日程 8 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転 1 件です。 1 番、江部乙町 番、地目「田」、21,148 ㎡、 さんから さんへの売買による所有権移転です。所有者は 80 歳のご高齢であることから、今回の解約を機に農地を処分するものです。売買価格は 354,000 円、反当たり 16,700 円です。 さんは、 町で農業を営んでおり、47 歳です。約 54 町の耕作をしており、約 50 町が水稻、残りの 4 町で小麦、花卉を作っています。現在 市の を務めており、特に問題はないと思われます。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)

議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定いたします。 議事日程 9 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 6 件です。 1 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 210 ㎡、特定用途制限区域の転用で目的は農家住宅の建築です。 2 番、栄町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 128 ㎡、転用目的は一般個人住宅の建築です。 3 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 1,619 ㎡、転用目的は共同住宅の建築です。 4 番、大町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 749 ㎡、転用目的は共同住宅の建築です。 5 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 336 ㎡、転用目的は車庫・駐車場・雪堆積場等の建築です。 6 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 330 ㎡、転用目的は一般個人住宅の建築です。 工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。以上、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 4 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号については原案のとおり決定いたします。 議事日程 10 番、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用

説明員	地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 今月は貸借権の設定が30件、所有権移転が3件です。件数が多いので更新については、氏名と期間、10a当たり金額のみ説明とします。更新は1番から12番までです。 1番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。 2番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。 3番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。 4番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。 5番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。 6番、さんからさん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。 7番、8番、さんからさん、期間は2年間、10a当りの賃借料は、5,600円、3,000円です。 9番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。 10番、11番、12番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、5,600円、4,000円、3,000円です。 13番から17番までは新規の貸借です。 13番、江部乙町 番、地目「田」面積5,138㎡、さんからさん、期間は4年間、10a当りの賃借料は、5,600円です。さんが老齢で農地の維持管理困難となったことから耕作することとなったもので
------------	--

	す。 14番、江部乙町 番、地目「田」面積 5,400 m²、 さんから さん、期間は4年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。 さんが老齢で農地の維持管理困難となったことから耕作することとなったものです。 15番、江部乙町 番、地目「田」面積 36,844 m²、 さんから さん。期間は1年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。来年度売買予定です。 16番、17番、江部乙町 番、地目「畑」面積 1,690 m²、江部乙町 番、地目「田」面積 56,288.99 m²、 さんから さん。期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円、6,000 円です。耕作者 さんの老齢による規模縮小に伴い、 さんが新たな耕作者となったものです。 18番、江部乙町 番、地目「田」面積 32,572 m²、 さんから さん。期間は3年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 19番、江部乙町 番、地目「田」面積 19,659 m²、 さんから さん。期間は3年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 20番、江部乙町 番、地目「田」面積 81,406.32 m²、 さんから さん。期間は3年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 21番、江部乙町 番、地目「田」面積 30,438 m²、 さんから さん。期間は3年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 さんの農業廃業に伴い、 さんと さんが新たな耕作者となったものです。 22番から27番までは、JAたきかわの転貸満了に伴い相対で新規貸借することとなったものです。 22番、23番、江部乙町 番、地目「田」面積 22,070 m²、江部乙町 番、地目「畑」面積 2,934 m²、 さんから さん。期間は4年間、10a 当りの賃借料は、11,500、3,000 円です。 24番、江部乙町 番、地目「田」面積 20,491 m²、 さんから さん。期間は4年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 25番、東滝川 番、地目「田」面積 41,203 m²、 さんから さんへ
--	---

議 長 説 明 員	の賃貸借で期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 2 6 番、北滝の川 番、地目「田」面積 17,069 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 2 7 番、西滝川 番、地目「田」面積 45,586 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,095 円です。 2 8 番から 3 0 番までは使用貸借です。 2 8 番、西滝川 番、地目「田」面積 69 m²、 さんから さんへの使用貸借で期間は5年間です。 2 9 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 27,735 m²、 さんから さんへの使用貸借で期間は5年間です。所有者よりこれまで管理手入れしてもらったので、今後は使用貸借で良いとの申し出があったことから使用貸借としたものです。 3 0 番、江部乙町 番、地目「田」面積 405 m²、 さんから さんへの使用貸借で期間は8年間です。前回使用貸借更新時、更新がされていなかったことから他の期間と併せて使用貸借としたものです。 次に所有権移転の 1 番、江部乙町 番、地目「田」面積 40,984 m²、「畑」面積 1,147 m²、 さんから、 への売買で売買価格は 11,532,000 円 10a 当り「田」28 万円、「畑」5 万円です。農地保有合理化事業により さんに代わって が買入し、 さんに賃貸借の後、売却します。 2 番、3 番については、各あっせん常任委員会より説明となります。以上で説明を終わります。 所有権移転申請番号 2 番から 3 番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 2 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」10,908 m²、「畑」1,162 m²の売渡のあっせんの申出が 1 2 月 1 3 日にありましたので、9 農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 2 月 1 5 日午前 1 0 時 0 4 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 8
-------------------------	--

	名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。 あっせん内容は、面積「田」10,908 m²、「畑」1,162 m²、価格としては 10a 当たり「田」38 万円、「畑」5 万円、総額 4,203,140 円となっています。附帯物件は江部乙町 番、「宅地」1,246 m²、無償譲渡です。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 3 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」24,758 m²の売渡のあっせんの申出が 11 月 30 日にありましたので、農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 2 月 15 日午前 10 時 40 分から市役所 4 階 401 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 7 名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」24,758 m²、土地条件としては泥炭があるが暗渠を入れてぬかるみをなくしている、価格としては 10a 当たり「田」20 万円、総額 4,951,600 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議 長	説明が終わりました。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 9 番から 15 番及び 26 番、所有権移転申請番号 3 番を除く 24 件について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 9 番から 15 番及び 26 番、所有権移転申請番号 3 番を除く 24 件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 9 番から 15 番及び 26 番、所有権移転申請番号 3 番を除く 24 件について、原案のとおり決定といたします。次に賃貸借権設定申請番号 9 番及び所有権移転申請番号 3 番については、農業委員会法第 31 条に基づき 委員の退室をお願いします。 (委員 14 : 41 退室)

議 長	賃貸借権設定申請番号 9 番及び所有権移転申請番号 3 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号 9 番及び所有権移転申請番号 3 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 9 番及び所有権移転申請番号 3 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 4 2 入室)
議 長	次に賃貸借権設定申請番号 1 0 番から 1 4 番までは私の案件になるので議長を職務代理に引き継ぎいたします。
会長職務代理	議長を引き継ぎいたします。
	賃貸借権設定申請番号 1 0 番から 1 4 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき 委員の退室をお願いします。
	(委員 1 4 : 4 3 退室)
議 長	賃貸借権設定申請番号 1 0 番から 1 4 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号 1 0 番から 1 4 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	賃貸借権設定申請番号 1 0 番から 1 4 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 4 4 入室)
会長職務代理	会長が戻りましたので、議長を退任します。
議 長	議長を引き継ぎます。
	賃貸借権設定申請番号 1 5 番については、農業委員会法第 3 1 条に基

		づき 委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 4 4 退室)
議 長		賃貸借権設定申請番号 1 5 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号 1 5 番について
		は、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
会 長		賃貸借権設定申請番号 1 5 番については、原案のとおり決定といたします。
		委員の入室をお願いします。
		(委員 1 4 : 4 5 入室)
議 長		賃貸借権設定申請番号 2 6 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき
		委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 4 5 退室)
議 長		賃貸借権設定申請番号 2 6 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号 2 6 番について
		は、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
		賃貸借権設定申請番号 2 6 番については、原案のとおり決定といたします。
		委員の入室をお願いします。
		(委員 1 4 : 4 6 入室)
議 長		議事日程 1 1 番、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1
		項の規定に基づく要請について意見を求めます。事務局に説明を求めま
		す。
説 明 員		議案第 6 号について説明します。1 月 1 7 日、 さんより江部乙町
		番、地目「田」116,467 m ² 、「畑」111,070 m ² の売渡のあっせんの申出が
		ありましたので、農地あっせんの申出を通知したところ、 から買受け
		のあっせん申出があったことから、江部乙東地区あっせん常任委員会を
		2 月 1 5 日 8 時 5 7 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開催しました。出

		席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 8 名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりましたが買い手の さんより今すぐの購入が難しい旨の申し出があり、農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買い入れが必要であると認められることから、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、滝川市長に要請するものです。土地条件として、空知、江部乙土地改良区対象外地域です。基盤整備が実施されていないため、傾斜地で地番数が多い、あっせん価格は、対象農地 10a 当たり「田」8 万円、「畑」5 万円、総額 14,495,000 円です。千円以下の端数がつきますが、農業公社の農地保有合理化事業扱いなので切り捨てとなります。なお、公社と協議の上、江部乙町 番「田」4,694 m²については、10a 当たり 8 万円、375,520 円で通常あっせん扱いとします。附帯物件は、江部乙町 番、地目「原野」22,239.93 m²、無償譲渡。対象農地については、3 月の農業委員会総会で上程する予定です。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了します。議案第 6 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 6 号については、原案のとおり決定いたします。
		本日の議案については、以上でございます。
		それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
		(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長		その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員		(行事日程について資料に基づき報告)
議 長		第 21 回総会は 3 月 29 日 15 時 30 分からということで決定します。
		以上をもちまして、第 20 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。

	す。皆さんご苦労さまでした。（１５：０３）
--	-----------------------